

あなたの市民税・県民税、森林環境税を本書のとおり変更しましたので通知します。

年 月 日

静岡県島田市長

印

様

同一世帯で同居の納税義務者の有無:

お問合せ先

年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書

(単位:円)

▼賦課期日時点氏名・住所

下記のとおり変更しましたので通知いたします。

様

年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
変更前			
変更後			

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

通知書番号	
金融機関名	
(支店名)	
口座番号	振替方法
(口座名義人)	

納期限			
変更前			
変更後			
充当額			
納付済			
差引			

▼一括で納めていただく場合

*一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

全期前納期限	全期前納付額	全期前納報奨金	全期前納差引納付額
--------	--------	---------	-----------

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号	▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)
公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	
▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額	▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、 来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)
変更前	年金より特別徴収される額
変更後	年金より特別徴収される額

年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書

(年 月 日現在)

(単位:円)

▼所得金額等

給 与 収 入	
公的年金等収入	
合 計 所 得 金 額	
繰 越 損 失 額	
総 所 得 金 額 等	

▼所得控除額

控 除 合 計	

▼扶養親族

配 老	特 定	同 老	老 人	16歳	そ の 他	同 障	特 障	他 障	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生
配														

▼算出税額

税額控除前所得割

市民税

県民税

所得割額

均等割額

森林環境税額

減免額・免除額

年税額(住民税及び森林環境税の額)

給与・公的年金等からの特別徴収税額

差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)

控除不足額

(うち還付額)

▼課税標準額

◎課税の根拠等

1 課税の根拠

この税金は、地方税法第294条及び島田市税条例第23条の規定により市内に住所を有する個人、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者は市民税が、地方税法第24条及び静岡県税賦課徴収条例第4条の規定により市民税が課せられる個人に対しては県民税が、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条の規定により市内に住所を有する個人に対しては森林環境税が課せられます。

2 審査請求

納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求することができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 延滞金

納期限までに税金を完納しないために督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

◎税率

1 均等割：市民税3,000円・県民税1,400円 ※県民税均等割の一部（400円）は、「森林づくり県民税」として荒廃森林再生のために使われます。

2 所得割：市民税 6%・県民税 4%

3 森林環境税：1,000円

4 分離長期譲渡所得の税率

区分		市民税	県民税
課税長期譲渡所得	一般分	3%	2%
	特定分	2.4%	1.6%
	2千万円超の部分	3%	2%
	軽課分	2.4%	1.6%
	6千万円以下の部分（居住用）	3%	2%
	6千万円超の部分（居住用）	5.4%	3.6%
課税短期譲渡所得			

5 株式等の譲渡所得等の税率：市民税 3%・県民税 2%

6 山林所得の税率：市民税 6%・県民税 4%

7 上場株式等の申告分離課税に係る配当所得等の税率：市民税 3%・県民税 2%

※上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択することができることとされています。

※上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択した場合は、配当控除が適用されません。